

平成27年産果樹共済（ぶどう、もも、すもも）の共済金 支払いについて

県内各農業共済組合（NOSA I）は平成27年産の被害に対して、次のとおり共済金を被害農家に支払います。

1 共済目的の種類（樹種）別の共済金支払内容

	年 産	戸数（戸）	支払共済金（円）
ぶどう	H 2 7	372	101,408,090
	（参考）H 2 6	333	101,173,070
	対比	111.7%	100.2%
もも	H 2 7	146	38,480,650
	（参考）H 2 6	88	14,468,470
	対比	165.9%	266.0%
すもも	H 2 7	137	25,735,680
	（参考）H 2 6	117	9,651,910
	対比	117.1%	266.6%
総合計	H 2 7	655	165,624,420
	（参考）H 2 6	538	125,293,450
	対比	121.7%	132.2%

※かき、りんごについては翌年1月に決定し、支払われる予定です。

27年産のぶどう・もも・すももの共済金支払総額は、1億6,500万円余りとなり、過去10年間で最高の支払額となった。

ぶどうにおける共済金は、ぶどう・もも・すももの3樹種総合計の約6割を占める支払いとなり、雪害を始めとする様々な被害が発生した昨年を上回り、過去10年間で最高の支払額となった。

ももにおける共済金は、比較的被害の少なかった昨年よりは大きく増額したものの、過去10年間で4番目（平均額とほぼ同程度）の支払額となった。

すももにおける共済金は、比較的被害の少なかった昨年よりは大きく増額したものの、過去10年間で5番目（平均額とほぼ同程度）の支払額となった。

2 支払年月日 平成27年12月15日から

3 共済金の支払い対象者等

共済金の支払いは 27 年産果樹共済に加入し、規定の減収割合に達した組合員が対象となります。

減収量が基準収穫量の 3 割（樹園地総合短縮方式は 4 割）を超過したとき、その超過した減収量に応じて共済金が支払われます。

4 主な被害の概況

(1) ぶどう

本年の気象状況は、春先の天候不順に始まり、その後の高温・乾燥、6 月上旬からの長雨・日照不足と続き、7 月 10 日の梅雨明け後は一転して猛暑日が続くなど、気象の変化が大きく影響して障害が発生し収穫量が減少した。

本年のぶどうにおいては、この様な異常気象に起因するいくつかの障害が発生し、収穫量が大きく減少した。

主な被害については以下のとおりである。次の①～②でぶどうの支払の約 9 割を占めている。

① 高温・乾燥害

〔内容〕5 月の気温は平年を上回る気温が続き、極端に乾燥したため、デラウェアではジベ処理の時期と重なり、有核果が混入した。また、7 月中旬から 8 月中旬にかけて猛暑日が続く、高温で推移したため、この時期が着色期にあたる巨峰系品種を中心に着色不良が発生した。

② 雨害湿潤害

〔内容〕7 月中旬から 8 月中旬にかけて猛暑日が続く、その後、一転して 8 月中旬から 9 月上旬は曇雨天となった。乾燥後の多雨により、収穫期に当たる大房系品種を中心に裂果が発生した。

(2) もも

本年のももについては、開花期間中の天候不順が影響し結実不良となり、収穫量に影響を受けた年であった。また、生育期に入ると 7 月上旬は曇雨天が続く、日照時間が平年の約 3 割と少なかったため、着色不良が発生した。

主な被害については以下のとおりである。次の①～②でももの支払の約 8 割を占めている。

① 雨害湿潤害

〔内容〕4 月上旬から中旬にかけて低温で曇雨天が続く、この時期に開花期を迎えていた地域を中心に結実不良が発生した。

また、乾燥後の長雨によって果実が急激に肥大し、裂果が発生した。

② 高温・乾燥害

〔内容〕7 月上旬に降雨が連続し、日照時間も平年の約 3 割と低かったため、こ

の時期に着色期を迎えていたももは着色不良となった。また、7月中旬以降は猛暑が連続したため、生理落果や過熟果が発生した。

(3) すもも

本年のすももについては、3月下旬に氷点下を記録した日があったり、4月上旬から中旬にかけて低温・曇雨天が連続したことが影響し、この時期に開花を迎えた地域において結実不良となった。さらに7月上旬の低温傾向から一変して、7月中旬～8月上旬にかけて35℃を超える猛暑となったことが影響し、過熟果や日焼け果が発生した。

主な被害については、以下の①～②のとおりである。

① 凍霜害等

〔内容〕3月24日から27日にかけて県内各地で低温となり、開花期のすももが凍霜害を受け、結実不良が発生した。また、4月上旬から中旬にかけて低温で曇雨天が続いたため、この時期に開花期を迎えていた地域に結実不良が発生した。

② 高温・乾燥害

〔内容〕7月中旬から8月上旬まで高温が続き、過熟果や日焼け果が発生した。

5 近年の共済金支払いの経過

樹種	過去10年の支払共済金との比較
ぶどう	27年産の支払共済金は、ぶどうの過去10年間での最高の支払額となった。雪害、ひょう害、裂果などが発生した昨年と比較すると、ほぼ同程度の支払共済金となった。
もも	27年産の支払共済金は、比較的被害の少なかった昨年よりは大きく増加したものの、ももの過去10年間の平均額とほぼ同程度であった。
すもも	27年産の支払共済金は、比較的被害の少なかった昨年よりは大きく増加したものの、すももの過去10年間の平均額とほぼ同程度であった。

6 本県で実施している果樹共済の種類

本県で現在実施している果樹共済の種類は次のとおりです。

- (1) 半相殺減収総合一般方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも、かき）
 - ・ 自然災害、病虫害、鳥獣害などすべてのリスクを対象とした共済
 - ・ 農家単位で減収量を算定
- (2) 半相殺減収総合短縮方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも、りんご）
 - ・ 自然災害、病虫害、鳥獣害などすべてのリスクを対象とした共済（ただし、発芽期からが責任開始となりますので、発芽期以前に発生した雪害などは対象外となります）
 - ・ 農家単位で減収量を算定
- (3) 樹園地単位総合短縮方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも）
 - ・ 自然災害、病虫害、鳥獣害などすべてのリスクを対象とした共済（ただし、発芽期か

らが責任開始となりますので、発芽期以前に発生した雪害などは対象外となります)

- ・ 園地単位で減収量を算定

(4) 樹園地単位特定危険方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも、りんご）

- ・ 暴風害、ひょう害、凍霜害の3つの自然災害に限定した共済（各災害単独の方式と、暴風害とひょう害のセット方式、3つの災害のセット方式の合計5種類の方式）
- ・ 園地単位で減収量を算定

7 果樹共済の加入申込について

現在、28年産の樹園地特定危険方式、樹園地単位総合短縮方式、半相殺減収総合短縮方式の加入申込みを受け付けています。同時に29年産半相殺減収総合一般方式についても受け付けています。

加入する樹種については、すべての園地を申込みする必要があります。

問合せ先：山梨県農業共済組合連合会（NOSA I 山梨） TEL 228-4711

事業2課